グループホーム高清水八甲荘重要事項説明書 <令和2年4月21日現在>

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに「青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定に基づく指定障害支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人八甲田会
代表者の氏名	理事長 小笠原 豊 重
所 在 地	青森県十和田市大字相坂字高清水78番地232
連 絡 先	電話番号 0176-23-5500
	FAX 番号 0176-23-5581
法人設立年月日	平成15年7月17日

2 サービス提供する事業所

事業所の名称	グループホーム高清水八甲荘
主たる対象者	知的障害者、精神障害者
利 用 定 員	7人
サービスの実施	十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、五戸町
地域	
事業所番号	共同生活援助 0220600092 号(平成 31 年 3 月 1 日指定)
管 理 者	田上 守男
サービス管理	
責 任 者	蛇石 我!!!
事業所の所在地	青森県十和田市大字相坂字高清水78番地209
連 絡 先	電話番号 0176-27-6403
	FAX 番号 0176-27-6408
開設年月日	平成31年3月1日

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	共同生活援助の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営
	に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るととも
	に、利用者の意思及び人格を尊重し、適切な共同生活援助を提供す
	ることを目的とします。
運営方針	① 共同生活援助を利用する障害者(以下「利用者」という。)が自
	立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができる
	よう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている
	環境に応じて、共同生活住居において相談その他の日常生活上の
	援助を適切に行うものとします。
	② 利用者の職場又は日中活動において利用している事業所等と
	の連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めるとともに、常に
	利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会
	を確保するよう努めるものとします。
	③ 共同生活援助の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保
	健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービス
	の提供に努めるものとします。

4 事業所の構造及び設備

(1) 構造

構造	木造平家建て
敷地面積	960. 66 m²
延床面積	168. 93 m²

(2) 主な設備

設備の種類		部屋数	面積	備考
居	室	7室	69. 58 m²	全室個室、各居室 9.93 ㎡
				ご利用者の状況により居室の変更を
				する場合があります。
収納(押入れ)	7か所	11.62 m²	各居室 1.66 ㎡
事 務	室	1室	8.70 m²	
玄関・ホール・下足	入	1か所	5.80 m²	
食 堂 • 居	間	1室	31.47 m^2	
トイ	レ	2か所	3.31 m²	各トイレ 1.66 m ²
浴	室	1室	3.31 m²	
脱 衣	室	1室	2.49 m ²	
洗面	所	1室	3.31 m²	
洗濯	場	1室	3.31 m^2	
廊	下	1か所	25. 67 m²	
物	置	1か所	0. 42 m²	
合	計		168. 93 m²	

5 事業所の職員体制等

(1) 職員配置

TE-1/	職種	rr.		常勤		非常勤		営勤	/+++-
職		員数	専従	兼務	専従	兼務	常勤換算	備 考	
管	理	者	1		0.3			0.3	
サ、任	ービス管	管理責 者	1	0.3				0.3	
世	話	人	4		0. 1	1.2		1.3	
生	活 支	援員	1		0.7			0.7	

(2) 夜間の勤務体制 宿直員 1名

(3) 各職種の職務の内容

(3)	クPI谷
職種	職務内容
	管理者は、従業者の管理、共同生活援助の利用の申し込みに係る調
 管 理 者	整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、
	法令等において規定されている共同生活援助の実施に関し、事業所
	の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
	サービス管理責任者は、次の職務を行います。
	(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及
	び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活
	や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者
	が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での
	適切な支援内容を検討します。
	(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供
	する共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サ
	ービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的
	な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、共同生活
11 13 55 75	援助の目標及びその達成時期、共同生活援助を提供する上での留
サービス管理 責 任 者	意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成します。
	(3) 共同生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書
	により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記
	載した書面を利用者に交付します。
	(4) 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握
	(利用者についての継続的なアセスメントを含む。) を行うとと
	もに、少なくとも1年に1回以上、共同生活援助計画の見直しを
	行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更します。
	(5) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する
	照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指
	定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。
	(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が

	自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討すると
	ともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用
	者に対し、必要な支援を行います。
	(7) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。
世 話 人	世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行います。
生活支援員	生活支援員は、食事や入浴、排せつ等の介護を行います。
宿 直 員	宿直員は、夜間帯(午後7時から翌日の午前7時までをいう。)にお
	いて、施設の定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、盗難・火災
	防止、非常事態に備えての待機等を行います。

(4) 勤務体系

	職	1	锺		勤 務 体 系
管		理		者	午前8時~午後5時
サ責	— Ł	ごス 任	管	理者	午前8時~午後5時(うち3時間)
世		話		人	午前7時~午前9時及び午後4時~午後7時 午前7時~午後1時及び午後1時~午後7時
生	活	支	援	員	午前8時~午後8時(うち5時間)
宿		直		員	午後7時~翌日の午前7時

6 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
共同生活援助計 画 の 作 成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
利用者に対する相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握 し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事の提供	外注食の提供をします。 ・朝食 午前7時15分から ・昼食 正午から ・夕食 午後5時30分から
健康管理・ 金銭管理の援助	① 世話人等により観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。 ② 生活費の管理方法や使途方法等について必要に応じて相談支援を行います。
余暇活動の支援	地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てるとともに、余 暇活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。
緊急時の対応	サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
日中活動の場等との連絡・調整	日中、自立訓練事業やデイサービス等他のサービスを利用する場合、 また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や 職場等と連絡・調整を行います。
財産管理等の日 常生活に必要な 援助	食事、排せつ、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助 を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年後 見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。
体験利用におけ る支援	契約を希望されている方に、生活上の不安の解消等を目的として、 正式な契約締結前に「体験利用」として支援を行います。
その他	上記に付帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言を行います。

7 利用者負担額及びその他の費用

(1) 利用者負担額は、次表のとおりです。

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
利用料	5,820円 (円/目)	4,660円(円/目)	3,860円 (円/目)	3,000円(円/目)	2,100円(円/目)	1,710円 (円/日)
利用者負担額	582円 (円/目)	466円(円/目)	386円(円/目)	300円(円/目)	210円 (円/日)	171円 (円/日)

※体験利用の場合は、次表のとおりです。

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分 2	区分1以下
利用料	6,960円(円/目)	5,810円(円/目)	5,000円(円/目)	4,140円(円/目)	3, 240 円 (円/目)	2,740円 (円/日)
利用者負担額	696円(円/目)	581円(円/目)	500円(円/目)	414円(円/日)	324円(円/日)	274円 (円/日)

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に配慮した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

- ※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に 利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- ※ 負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

【加算項目】

加算項目	利用料	利用者負担額	備考
夜間支援等体制加算Ⅱ	640 円 (円/目)	64 円 (円/目)	
福祉·介護職員処遇改 善加算	所定単位数 74/1,000	左記の1割	
福祉·介護職員特定処 遇改善加算	所定単位数 15/1,000	左記の1割	

(2) その他の費用

内 容	料金
家 賃	月額 30,000円 (体験的な利用の場合は日額 1,000円)
光熱水費	実費を入居者数で除した金額。上限 10,000 円 (体験的な利用の場合 日額 300 円) ※共用分、居室分を含みます。
食材料費	朝食1食につき 242円 昼食1食につき 308円 夕食1食につき 275円 (体験的な利用の場合 同額) ※ 利用者の希望により食事を提供する場合は、実費をいただきます。
日用品費	月額 1,500円(体験的な利用の場合 日額50円) ※日用品としてご負担いただくもの ・居間で共用するティッシュペーパー等 ・浴室等で共用する石けん・掃除用品等 ・トイレットペーパー・掃除用品等

- ※ 日用品費は、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものをいいます。
- 8 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法等
 - (1) 支払い方法

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月20日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合の上、翌月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

- ① 自動振替
- ② 事業者指定口座への振り込み

青い森信用金庫十和田営業部普通預金0591401みちのく銀行十和田支店普通預金2012751青森銀行十和田支店普通預金1184681

名義 社会福祉法人 八甲田会

理事長 小笠原 豊重

- ③ 窓口での現金支払
 - ※窓口の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までです。ただし、祝日及び年末年始を除きます。

(2) 領収書の保管

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、訓練等給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししま すので、必ず保管をお願いします。

(3) 滞納時の取扱い

利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3か月以上遅延し、故意に支払いの督促から30日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

9 サービスの提供に当たっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量、支給内容、利用者負担 上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場 合は、速やかに事業者にお知らせください。

(2) 共同生活援助計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「共同生活援助計画」を作成します。作成した「共同生活援助計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 共同生活援助計画の変更等

共同生活援助計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 田上 守男

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11 秘密の保持と個人情報の保護

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り 扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものと します。 利用者及び ① 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び その家族に その家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、こ 関する秘密 の秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても の保持 継続します。 ② 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保 持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後において も、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としま す。 ① 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービ ス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利 用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報につ いても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、 サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用 者の家族の個人情報を提供しません。 個人情報の ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物 保護 については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも 第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容 を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求め られた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内 で訂正等を行うものとします。

12 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに 主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連 絡先にも連絡します。

【主治医】

医療機関名	
所 在 地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏	名	
住	所	
電話	舌番 号	
続	柄	

13 協力医療機関

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、 優先的な診療・入院治療を保証するものではございません。

医	療機関名		医療法人泰仁会 十和田第一病院		
医	院長	名	佐々木 泰二		
所	在	地	十和田市東三番町10番70号		
電	話 番	号	0 1 7 6 - 2 2 - 5 5 1 1		
診	療	科	外科、内科、泌尿器科、整形外科 耳鼻咽喉科、リハビリテーション科	入院設備	なし

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- (1) 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- (2) 保 険 名 介護保険·社会福祉事業者総合保険
- (3) 保障の概要 対人・対物賠償、管理財物、人格権侵害

15 非常災害時の対策

	.,.,			
非	常時	の対	応	別に定める消防計画により対応いたします。
平	時の	の訓	練	別に定める消防計画に則り、避難・防災訓練を年1回実施します。
防	災省	章 理	者	蛯名 義照
防	災	設	備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・消火器 ・カーテン等は防炎機能のある物を使用しています。
保	険	加	入	事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保 険 名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

16 苦情申出窓口の設置

グループホーム高清水八甲荘では利用者等からの苦情に適切に対応する体制を整え、 グループホーム高清水八甲荘における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員 を次のとおり設置し、苦情解決に努めています。

- (1) 苦情解決の組織体制
 - ① 苦情解決責任者 小笠原 拓 司(常務理事)
 - ② 苦情受付担当者 田上 守男 (管理者)
 - ③ 第三者委員
 - 佐久間 由 夫(監 事)
 - 木 野 悦 子(評議員)
- (2) 苦情解決の方法
 - ① 苦情の受付
 - ア 苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。 なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
 - イ 苦情受付担当者が不在の場合又は受付時間外の場合は、他の職員が受け付けます。
 - ② 受付時間及び電話番号等

ア 受付時間 年中無休 午前8時30分から午後5時30分まで

※事業所の運営時間による場合

月曜日から金曜日まで(ただし、休日を除く。)

午前8時から午後5時まで

イ 電話番号 0176-27-6403

ウ FAX番号 0176-27-6408

- (3) 苦情受付の報告・確認
 - ① 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が 第三者委員への報告を希望しない場合を除く。)に報告します。
 - ② 第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(4) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、 苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認
- (5) 行政機関その他苦情等受付機関

利用者等は、事業所グループホーム高清水八甲荘のほかに次の行政機関その他苦情受付機関に苦情を申し立てることができます。

所 在 地	青森県十和田市西十二番町6番1号
電話番号	$0\ 1\ 7\ 6-5\ 1-6\ 7\ 1\ 8$
FAX番号	$0\ 1\ 7\ 6-2\ 2-7\ 5\ 9\ 9$
受付時間	毎週月曜日~金曜日(ただし、休日及び12月
	29 日から翌年1月3日までを除く。)
	午前8時30分~午後5時15分
所 在 地	青森市新町2丁目4番1号
	青森県共同ビル3階
電話番号	$0\ 1\ 7-7\ 2\ 3-1\ 3\ 0\ 1$
FAX番号	$0\ 1\ 7-7\ 3\ 5-4\ 0\ 2\ 0$
受付時間	毎週月曜日~金曜日(ただし、休日及び12月
	29 日から翌年1月3日までを除く。)
	午前9時~午後4時
所 在 地	青森市中央3丁目20番30号
	県民福祉プラザ内
電話番号	$0\ 1\ 7-7\ 3\ 1-3\ 0\ 3\ 9$
FAX番号	$0\ 1\ 7-7\ 3\ 1-3\ 0\ 9\ 8$
受付時間	毎週月曜日~金曜日(ただし、休日及び12月
	29 日から翌年1月3日までを除く。)
	午前8時30分~午後5時
	電 F 受所電 F 受所電 F 受話 A X 時在番番間地号号地号号間地号号

17 心身の状況の把握

指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力

共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を 行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。 19 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定共同生活援助の提供に当たり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保 健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

20 サービス提供の記録

- (1) 指定共同生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 指定共同生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- (3) これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等に係る費用は実費を負担いただきます。)

21 入退居

(1) 入居

- ① 共同生活援助について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当事業所に入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② 入居が決定した場合は、契約を締結します。契約の有効期間は、訓練等給付費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者が当事業者に対し、30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、 この契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱 する行為を行った場合又は当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者が利用者負担額及びその他の費用の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内にお支払いいただけない場合又は利用者が当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ やむを得ない事情により当事業所を閉鎖又は縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、 契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

① 利用者が他の共同生活援助、共同生活介護事業所や他の障害福祉サービス施設等

に入所した場合

- ② 共同生活援助の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合

22 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

受給者証、身体障 害者手帳	各種手続きに使用しますので、各自居室に保管してください。 事業者にて保管を希望される方は、個別にご相談ください。
健康保険被保険者証	緊急時のため写しの提出をお願いします。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していた だくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己 管理のできない利用者につきましては、希望により特別養護 老人ホーム八甲荘にて管理をいたします。
喫 煙	全館禁煙です。
宗教活動・政治活 動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
感染症対策	(事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。)
面 会	面会は、午後7時までです。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。入り口の面会簿にご記入ください。
外出・外泊	原則3日前までに外出・外泊届を提出してください。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。

	23	サービス提供開始可能年月日
--	----	---------------

サービス提供開始が可能な年月日	令和	年	月	日	
-----------------	----	---	---	---	--

24 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日	
-----------------	----	---	---	---	--

上記内容について、利用者に説明を行いました。

名 称	グループホーム高清水八甲荘
代表者氏名	管理者 田上 守男
住 所	青森県十和田市大字相坂字高清水78番地209
説明者職氏名	サービス管理責任者 蛯名 義照 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。なお、必要に応じて各関係機関等へ個人情報を提供することについても同意しました。

ました。					
利	用	者	住	所	
			氏	名	印
代	理	人	住		
			氏		印 続柄()